

# 行橋市中小企業者原油価格・物価高騰等対策支援金申請要領

## 1. 概要

### (1) 主な対象要件

令和4年8月28日以前から行橋市内に事業所を有する中小企業者のうち、

- ① 行橋市内に本店を有する法人
- ② 行橋市内に住所を有する個人事業主
- ③ 行橋市外に本店を有する法人又は行橋市外に住所を有する個人事業主で、行橋市内に事業所を有する者

※ 公共法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人及び学校法人は対象となりません。

※ 政治団体、宗教団体及び経済・文化団体は対象となりません。

※ 農林漁業者は対象となりません。

※ **本支援金以外に行橋市が交付するコロナ禍の長期化及びコロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する支援金等の交付対象者に該当する事業者は対象となりません。**

### (2) 給付額

**一事業者につき、法人10万円、個人事業主5万円(申請は一事業者につき1回限り)**

※ 複数の事業所を営む場合であっても、給付額の上乗せはありません。

## 2. 申請について

### (1) 申請受付期間

**令和4年10月11日(火)～令和4年12月28日(水)まで(必着。当日消印有効)**

### (2) 申請方法

郵送又は電子申請にて

【郵送の場合】 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

行橋市中小企業者支援金窓口 宛 へ郵送

※ 簡易書留、レターパック等郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【電子申請の場合】以下のURLまたは右のQRコードから

<https://ttzk.graffer.jp/city-yukuhashi/smart-apply/apply-procedure-alias/chusho-shienkin>

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による方法は受け付けておりません。



## 3. お問い合わせ

行橋市中小企業者支援金窓口(行橋市産業振興部商業観光課内)

TEL0930-25-1111(内線 1219・1222) (受付時間 平日9:00～17:00)

※申請書の受付当初はお問合せ多数により、つながりにくくなるおそれがあります。予めご了承ください。

## 4. 支援金事業について

### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(個人事業主を含む。))の負担を軽減するため、支援金を給付し、当該事業者を支援することを目的とします。

### (2) 対象事業者

本支援金の対象事業者は、中小企業者のうち、次の①・②の要件のどちらも満たすものとします。

#### ① 次のア又はイに該当すること。

ア 令和4年8月28日以前から、行橋市内に本店を有し、かつ、事業を開始しており、今後もその事業を継続する意思があること。

イ 行橋市外に本店を有する法人又は行橋市外に住所を有する個人事業主で、令和4年8月28日以前に行橋市内の事業所において事業を開始しており、今後もその事業を継続する意思があること。

※ 事業所：継続的に事業活動を行うため、従業員及び設備を有し、一定の場所に設けられた、事業活動の拠点となる場所をいいます。

【対象となる例】支店、営業所、事務所、工場

【対象とならない例】資材置き場、倉庫、一時的な事務所、不動産業における賃貸・売買用の物件、従業員のための寮・保育所

#### ② 次のいずれにも該当しないこと。

ア 公共法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は学校法人

イ 政治、宗教、経済又は文化団体

ウ 法人格のない任意団体

エ 農林漁業者

オ 市税の滞納があるもの

カ 主たる収入が雇用契約に基づく給与又は公的年金等であるもの

キ 次に掲げる事業に係る支援金等の交付対象者

㊦ 行橋市原油価格・物価高騰等対策に伴う医療機関支援金給付事業

㊧ 行橋市原油価格・物価高騰等対策に伴う障がい者施設助成事業

㊨ 行橋市原油価格・物価高騰等対策に伴う介護施設助成事業

㊩ 行橋市原油価格・物価高騰等対策に伴う保育施設助成事業

㊤ 行橋市地域公共交通原油価格高騰対策支援事業

㊦ ㊤から㊤までに掲げるもののほか、市が交付するコロナ禍の長期化及びコロナ禍における原油価格・高騰等に対する支援事業

ク 行橋市暴力団排除条例(平成22年行橋市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらの者と密接な関係を有するもの

※ フリーランスの事業者等で、自己の所有(又は賃貸)する事業所等を持たずに事業を行っている場合は、市内に住所があり、かつ、事業の実態が確認できるときに限り、対象となります。

※ 不動産賃貸業を営む個人事業主については、事業所を有しているなど、業として営んでいると認められる場合に限り、対象となります。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、それらに類似する業種を営む事業者は、対象外となります。

### (3) 給付額

一事業者につき、法人10万円、個人事業主5万円(一回限り)

※ 複数の事業所を営む場合であっても、給付額の上乗せはありません。

### (4) 申請手続

#### ① 申請受付期間

令和4年10月11日(火)から12月28日(水)まで(必着。当日消印有効)

#### ② 申請書類

本申請要領に記載の申請書類を提出してください。

※ 必要に応じて書類の訂正、追加又は説明を求めることがあります。

※ 申請書類の返却は致しませんので、提出前に各自でコピーをお願いします。

#### ③ 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送又は電子申請**により行ってください。

##### ア 申請に必要な書類等の入手方法

㊦ 下記の行橋市ホームページからダウンロードできます。

(URL)<http://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/doc/2022091000019/>

㊧ 行橋市役所商業観光課に申請書と申請要領を設置しています。

##### イ 郵送先

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

行橋市中小企業者支援金事務局 宛

※ 簡易書留、レターパックなど、各自で郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します。到着確認に関するお問合せについては、回答できません。

※ 切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による提出は受け付けておりません。

#### ウ 電子申請

下記フォームまたは QR コードから申請してください(添付書類のデータもご用意ください)。

<https://ttzk.graffer.jp/city-yukuhashi/smart-apply/apply-procedure-alias/chusho-shienkin>



### (5) 交付の決定及び審査結果の通知

申請書類を受理した後、内容について審査し、適正と認められるときは、支援金を給付いたします(順次)。なお、申請書類の審査の結果は、本支援金の給付の可否については、交付(不交付)決定通知の発送をもってお知らせいたします。

### (6) その他

- ① 本支援金給付の決定後、次の要件に該当する場合は、本支援金給付の決定を取り消すほか、すでに本支援金の給付を受けているときは、本支援金を返還しなければなりません。
  - ア 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたことが判明したとき。
  - イ 申請書の不備による振込不能その他申請者の責に帰すべき事由がある場合で、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことにより、支援金の給付ができなかったとき。
  - ウ 給付決定者又は従業員(対象事業その他給付決定者が経営する事業に従事する者をいいます。)が行橋市暴力団排除条例に規定する暴力団員に該当する事実が判明したとき。
  - エ 給付決定者が行う事業において、公序良俗に反する活動が行われている事実が判明したとき。
  - オ アからエまでのほか、市長が当該給付決定を取り消す必要があると認めるとき。
- ② 本支援金の適正な給付等のため、市が公的機関(国・県・県警等)に対し情報提供を求めることがあります。また、必要に応じて、検査、報告、又は是正のための措置を求めることがあります。
- ③ 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局・県警等)の求めに応じて提供することがあります。
- ④ 申請書の受付開始当初は多くの申請が予想されるため、給付決定通知書の発送及び支援金の給付までにお時間をいただく場合があります。

## 5. 申請書類

### (1) 法人の場合

① 申請書兼請求書(様式第1号)(両面)

② 支援金の振込口座として指定する通帳の写し

※ 口座名義人(申請書記載の法人名義)、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページ(電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面の画像等)

③ 直近の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書(両面)の写し

※ 收受印、受信通知、税理士印(又は税理士の署名)のいずれかがあるもの。これらが無い場合、税務署が発行する「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載があるもの)を添付してください。

※ 創業後間もないため確定申告書を提出できない場合は、開業日以後、令和4年8月28日以前に実際に事業を開始していたことが確認できるものとして、次のア及びイを提出してください。

ア 事業実態があることが客観的にわかる資料(営業許可証、店舗の写真等)

イ 帳簿類(売上台帳等)

④ 現在(履歴)事項全部証明書(申請日から3か月以内に発行されたものに限る。)

※ 写しの提出可・また、登記情報提供サービスのページを印刷又は撮影したものでも可。

⑤ 市税の滞納のない証明書(申請日から1か月以内に発行されたものに限る。)

※ 行橋市総合窓口課発行分。

⑥ 【市外に本店がある場合】

市内に事業所があることがわかる書類(下記★)

### (2) 個人事業主の場合

① 申請書兼誓約書(様式第1号)(両面)

② 支援金の振込口座として指定する通帳の写し

※ 口座名義人(申請書記載の本人名義)、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるページ(電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面の画像等)

③ 青色申告の場合は令和3年分の確定申告書B第一・第二表及び青色申告決算書、白色申告の場合は令和3年分の確定申告書B第一・第二表及び収支内訳書の写し

※ 收受印、受信通知、税理士印(又は税理士の署名)のいずれかがあるもの。これらが無い場合、税務署が発行する「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載があるもの)を添付してください。

※ 確定申告の義務がないなど確定申告書を提出できない場合は、「令和4年度（2022年度）市民税・県民税申告書」（受付印のあるもの）を提出してください。受付印が押されていない場合は、市県民税の納税通知書又は「所得（課税）証明書」など、事業収入を申告していることが証明できる書類を添付してください。

※ 創業後間もないため確定申告書を提出できない場合は、令和4年1月1日以後に創業し、8月28日以前に実際に事業を開始していたことが確認できる書類として、次のアからウまでの書類を提出してください。

ア 開業日が確認できる資料（開業届、店舗賃貸借契約書等）

イ 事業実態があることが客観的にわかる書類（営業許可証、店舗の写真等）

ウ 帳簿類（売上台帳等）

④ **本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、パスポート等）**

※ 現住所の確認のため、運転免許証の場合は必ず表・裏の両面の写しを添付してください。

⑤ **市税の滞納のない証明書（申請日から1か月以内に発行されたものに限る。）**

※ 行橋市総合窓口課発行分。市外に住所がある場合は、行橋市から課税されているときのみ提出してください。

⑥ **【市外に住所がある場合】**

**本人住所地の市町村税の滞納のない証明書及び市内に事業所があることがわかる書類（下記★）**

※ 不動産賃貸業を営む個人事業主の場合は、確定申告書に添付する収支内訳書（不動産所得用）など、業として営んでいることが確認できる書類を提出してください。

★市内に事業所があることがわかる書類について

市外に住所がある場合は、次の①から③までの書類のすべてを提出してください。

① **市内に事業所を所有し、又は賃借していることがわかるもの（自己所有の場合は建物の登記事項証明書、賃借の場合は賃貸借契約書の写し等）**

② **市内の事業所の現況がわかるもの（ホームページや写真（内観及び外観））**

③ **営業許可等が必要な業種については、営業許可証等の写し（申請日において有効期間内のもの）**

◆申請書類チェックリスト

区分	番号	提出書類	✓
法人	1	申請書兼請求書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
	2	誓約書(様式第1号・裏面)	<input type="checkbox"/>
	3	支援金の振込口座として指定する通帳の写し	<input type="checkbox"/>
	4	直近の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書(両面)の写し (創業後間もないため確定申告書を提出できない場合)	<input type="checkbox"/>
		・事業実態があることが客観的にわかる資料(営業許可証、店舗の写真等) ・帳簿類(売上台帳等)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5	現在(履歴)事項全部証明書	<input type="checkbox"/>
	6	市税の滞納のない証明書	<input type="checkbox"/>
7	(市外に本店がある場合) ・市内の事業所を所有し、又は賃借していることがわかるもの(自己所有の場合は建物の登記事項証明書、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>	
	・市内の事業所の現況がわかるもの(ホームページや写真(内観及び外観))	<input type="checkbox"/>	
	・営業許可等が必要な業種については、営業許可証等の写し(有効期間内のもの)	<input type="checkbox"/>	
個人	1	申請書兼請求書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
	2	誓約書(様式第1号・裏面)	<input type="checkbox"/>
	3	支援金の振込口座として指定する通帳の写し	<input type="checkbox"/>
	4	(青色申告の場合)令和3年分の確定申告書B第一・二表及び青色申告決算書 (白色申告の場合)令和3年分の確定申告書B第一・二表及び収支内訳書の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		(創業後間もないため確定申告書を提出できない場合) ・開業日が確認できる資料(開業届、店舗の賃貸借契約書等) ・事業実態があることが客観的にわかる書類(営業許可証、店舗の写真等) ・帳簿類(売上台帳等)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5	本人確認書類の写し	<input type="checkbox"/>
	6	市税の滞納のない証明書	<input type="checkbox"/>
7	(市外に住所がある場合) ・本人住所地の市町村税の滞納のない証明書	<input type="checkbox"/>	
	・市内に事業所を所有し、又は賃借していることがわかるもの(自己所有の場合は建物の登記事項証明書、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>	
	・市内の事業所の現況がわかる資料(ホームページや写真(内観及び外観)) ・営業許可等が必要な業種については、営業許可証等の写し(有効期間内のもの)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	